みどりのたより

50号　　平成２３年９月２９日

CONTENTS

- 松くい虫とナラ枯れの被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ナラ枯れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 猛毒キノコ「カエンタケ」に注意して下さい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について・・・・・・・・・・・・・・・・6
- ミカントゲコナジラミの和名変更と農薬登録の適用病害虫の変更・・・・・・・・ 10
- 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正について・・・・ 11
- 「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」の改訂について・・・・・・・・・・ 13
- 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの通知 ・・・・・・・ 18
- 病害虫発生予察情報「特殊報」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 農林水産省の組織再編について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

　　―　農薬使用計画書の提出先の変更　―

- 食品・添加物等規格基準の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 農薬製品の放射能汚染の懸念に関して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び
  土壌改良資材中の放射セシウム測定の扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - ◆培土・土壌改良資材の検査方法に関する Q&A ・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - ◆培土中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定及び
    土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて・・・・・・・・・・・・ 23
  - ◆野生きのこを採取される皆様への注意喚起について「林野庁」・・・・・・・ 23
  - ◆農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（随時更新）・・・・・・・ 23
  - ◆東日本大震災に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - ◆福島県の一部地域で採取された菌根菌に属するキノコ類（野生のものに限る。）
    に係る摂取制限及び出荷制限の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 協会からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

社団法人 緑の安全推進協会

○松くい虫とナラ枯れの被害

平成 23 年 8 月 11 日、林野庁は「平成 22 年度森林病害虫被害量実績」について発表しました。

この発表では、我が国の森林病害虫による被害として最大である松くい虫被害と近年急速に拡大しつつあるナラ枯れ被害の発生について都道府県の状況が取りまとめられています。

概要は次のとおり

松くい虫被害

マツノマダラカミキリにより運ばれたマツノザイセンチュウがマツの樹体内に侵入することにより引き起こされる松くい虫被害（マツ材線虫病）の平成 22 年度の全国の被害量は、ピークである昭和 54 年度の約 1/4 の約 58 万立方メートル、被害の発生地域は、北海道、青森県をのぞく 45 都府県となりました。

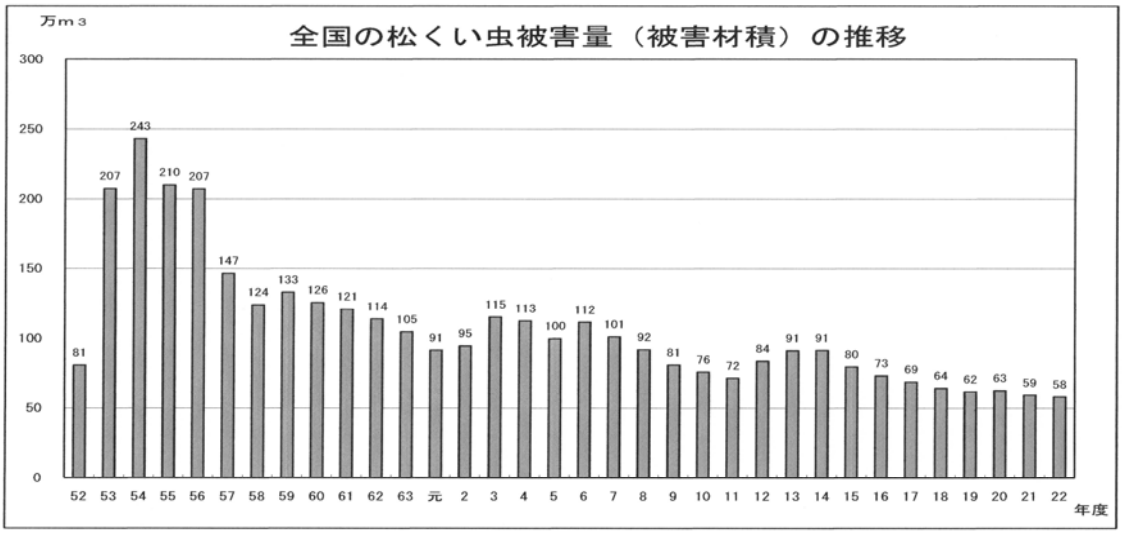

林野庁ホームページより

ナラ枯れ被害

ナラやシイ、カシなどの広葉樹が病原菌で枯死する「ナラ枯れ」の被害は、2010 年度は前年度と比較して約 10 万立方メートル増の約 33 万立方メートル、1.4 倍と大きく増加し、被害の発生地域は、これまで本州日本海側を中心としていましたが、新たに青森県、岩手県、群馬県、東京都（八丈島等）、静岡県で被害が確認されたほか、奈良県、宮崎県で再発し、30 都府県において被害が発生したとしています。

林野庁では最新の防除技術を取り入れつつ、都道府県が行う防除事業に支援するなど被害対策に取り組み、また、近年のナラ枯れ被害の増加に鑑み、被害監視をしっかりと行うため、本年 9 月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」に設定し、関係都道府県、市町村等と協力しながら調査を進めていく予定としています。

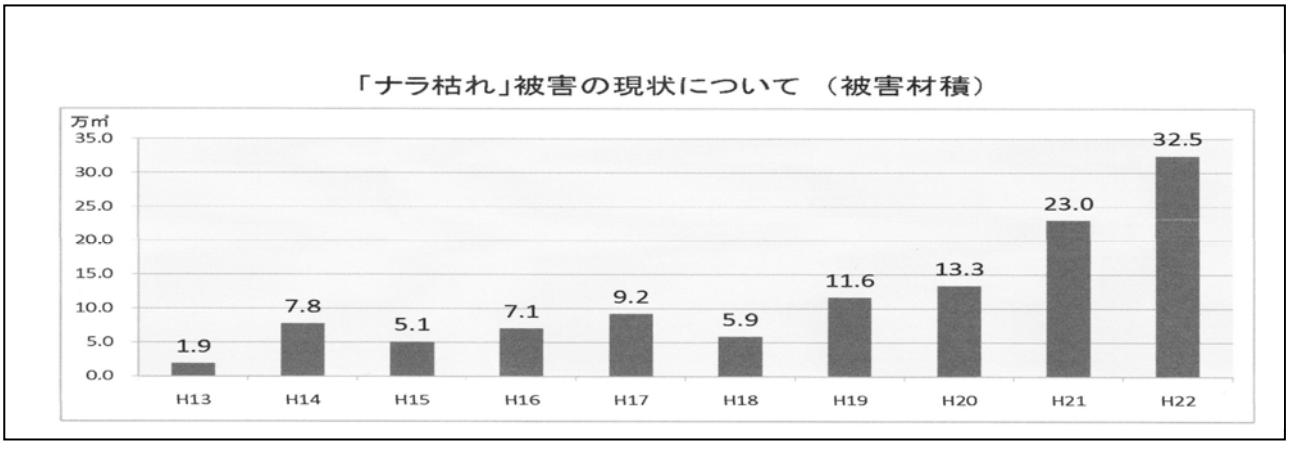

・全国の年度別被害材積の推移　　（千㎥）

	H18	H19	H20	H21	H22	対前年度比(%)
青森	－	－	－	－	0.0	皆増
宮城	－	－	－	0.1	0.3	316
秋田	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	244
山形	3.2	6.1	10.2	40.6	55.1	136
福島	4.2	4.1	4.0	5.1	4.1	81
群馬	－	－	－	－	0.0	皆増
東京	－	－	－	－	4.2	皆増
新潟	12.3	19.5	24.8	35.0	43.3	124
富山	6.7	26.8	23.5	32.6	19.5	60
石川	6.5	7.8	2.9	2.9	14.9	506
福井	4.0	2.7	1.8	1.5	2.7	176
長野	0.2	3.1	7.5	10.7	10.6	99
岐阜	3.5	2.3	3.2	14.1	25.9	184
静岡	－	－	－	－	0.0	皆増
愛知	0.3	2.1	2.4	35.5	41.4	117
三重	－	0.2	0.2	0.2	1.0	442
滋賀	0.9	4.0	1.6	1.2	4.5	365
京都	12.8	15.8	22.0	23.8	37.4	157
大阪	－	－	－	0.1	0.4	432
兵庫	1.1	0.7	0.7	0.8	2.7	331
奈良	－	－	－	－	0.2	皆増
和歌山	－	0.0	0.0	0.1	0.2	327
鳥取	1.2	1.3	1.8	3.0	6.3	213
島根	0.4	0.7	1.1	2.3	8.4	372
岡山	－	－	－	0.0	0.1	2,709
広島	－	0.0	0.0	0.2	2.4	1,076
山口	－	0.0	0.0	0.0	0.0	288
鹿児島	0.4	9.5	0.1	0.1	15.5	11,657
民有林計	57.7	106.9	107.9	210.0	301.3	143
国有林	1.2	9.4	25.5	20.1	23.8	118
合計	58.9	116.2	133.3	230.1	325.1	141

1　民有林については、都道府県からの報告による。
2　国有林(官行造林地を含む。)については、森林管理局からの報告によるものであり、都道府県別には資料3－2のとおり。
3　都道府県ごとに単位以下第二位を四捨五入した。
4　四捨五入により合計と一致しない場合がある。

詳細は　　林野庁ホームページより
http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/110811.html
を参照願います。

○ナラ枯れについて

ナラやシイ、カシなどの広葉樹が病原菌で枯死する「ナラ枯れ」は、大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穴をあけてせん入し、体に付着した「ナラ枯れの病原菌」を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病です。これによりミズナラやコナラ等を集団的に枯損する被害が発生しており、被害地域は、全国的に拡大し、面積も増加しています。

「ナラ枯れ」の原因

ナラ枯れは、梅雨明け後に葉が赤褐色に変色し立ち枯れる萎凋病で、その原因はカシノナガキクイムシが生立木の樹体内に運び込むラファエレア菌（通称：ナラ菌）が繁殖して、水の吸い上げを阻害することによるものです。

「カシノナガキクイムシ」について

「養菌性キクイムシ」と呼ばれるグループに属し、幹に掘ったトンネル(孔道)の内壁に繁殖した菌類を食べて生活しているナガキクイムシで成虫・幼虫とも樹木の材を食べます。

材の中や樹皮の下に細い巣穴を掘って生活していますが、菌類と共生して材の栄養摂取を行っており、材中に掘った坑道の中に植えつけた共生菌類(アンブロシア菌)を食べて生活しています。カシノナガキクイムシと強く結びついている菌類としては、カビの仲間である *Raffaelea quervivora*(俗に「ナラ菌」と呼ばれる)がよく知られています。

写真(左):カシノナガキクイムシ雌成虫
(右)被害材断面　森林総合研究所 HP

「ナラ菌」について

キクイムシの仲間には幼虫の餌となる菌類をわざわざ持ち運び、その菌を自分たちのあけた穴に生やして餌にする仲間がいます。この仲間をアンブロシアビートルと呼びます。

この仲間は体の一部に菌を貯蔵するためのくぼみを持っており、その中に餌となる菌類が入っています。その中で特に餌として重要なのがアンブロシア菌（*Ambrosiella spp.*）と呼ばれる属の菌類で、この菌をシャーレに培養して、キクイムシをシャーレの中で成虫まで育てられることが知られています。

菌は、一部キクイムシの餌になってしまいますが、移動手段として虫を利用していると考えられています。この菌類は、昆虫を殺すわけでも、寄生するわけでもなく、コウチュウの餌となることに特殊化した菌類です。

「ナラ枯れ」の起きるしくみ

【６～７月頃】　新生成虫が穿孔跡から、羽化・脱出する。（孔内で成長・羽化したカシナガの新成虫は、翌年の５月から９月に脱出。この際、ナラ菌が持ち出される。）

【６～１０月頃】　雄が他の樹（生立木）に移り、穿入開始・集合フェロモンを放出（羽化脱出したカシナガは、健全なナラに飛来。雄成虫が放出した集合フェロモンと樹への加害により産出されたカイロモンによりによりメス成虫が孔の外で交尾後、孔の中に穿入し産卵する。このとき、病原菌であるナラ菌を持ち込む。

【７～１０月頃】　持ち込まれたナラ菌は、孔道を伝ってまん延・繁殖し、樹木の細胞に害を与える。ナラ菌が感染した部分の細胞が死ぬと、道管が目詰まりを起こす（道管閉塞）ため、通水障害を起こす。この結果、多くのナラは７月下旬頃から８月中旬にかけて葉が変色し、枯死に至る。

また、卵からかえったカシナガの幼虫は、坑道内表面のアンブロシア菌を餌に成長する。

「ナラ枯れ」被害木の特徴

１．木の根元にフラス（木屑）が落ちている。
２．幹に直径約 1～2㎜ の穴がたくさん空いている。
３．梅雨明け後～晩夏に急に枯れる。
４．葉が赤褐色や茶色に変色し、落葉しない。

「ナラ枯れ」の防除方法

防除方法には、健全木に実施する「予防」と被害木に実施する「駆除」があります。

「予防」（４月～５月）

１．樹幹注入：殺菌剤を注入し、ナラ菌の繁殖を防ぐ（樹木を枯らすナラ菌や、カシノナガキクイムシの餌となる酵母等を殺菌し、樹木の枯死やカシノナガキクイムシの繁殖を防止）

２．被覆材塗布：樹幹に被覆材を塗布し、カシナガの先入を防ぐ

３．ビニール被服：樹幹にビニールを巻き、カシナガの穿入を防ぐ

注：カシノナガキクイムシによる穿孔防止のため、特に穿孔が集中する地際から２ｍの範囲を 0.1㎜以上の塩化ビニール等で被覆します（穿孔が始まる６月中旬までに実施）。

被害発生初期林では防除効果が得られますが、被害激害地では、被覆剤塗布やビニール被覆の効果が劣るといわれています（被覆した上部よりカシナガが穿入するため）。

「駆除」（９月中旬～翌年５月）

１．伐倒・被覆くん蒸（被害木を伐倒後、薬剤で幹と根株をくん蒸する。切株にも虫が生存しているので必ず処理する）

２．伐倒・焼却（被害木を伐倒後、幹は持ち出し焼却、根株はくん蒸する。切株にも虫が生存しているので必ず処理する）

３．立木くん蒸・伐倒（立木の状態で対象木の樹幹に薬剤を注入（被害立木の幹部（高さ 1.5m程度まで）に千鳥状に穴を開け、使用方法に準じた薬剤量を注入し、くん蒸し、その後伐倒する）

４．その他

殺菌剤（ベノミル水和剤又はトリホリン乳剤）の注入

粘着剤と殺虫剤（フェニトロチオン等）を塗布

当年に穿孔され枯損した立木に地際から２ｍの範囲にドリルで千鳥状に穴をあけ（特に地際部は集中的に）、NCS くん蒸剤を材に直接注入。注入口をガムテープで被覆。（殺虫率 9 割程度）

留意（注意）事項：

・ナラ枯れの防除では、被害の発生を迅速に把握し、初期の段階で防除を行うことが最も重要です。

・使用する薬剤は、使用方法及び各種法令等を遵守し、適正に使用しましょう。（使用の際には、周囲の人が薬剤を使用していることが察知できるよう、必ず警告板等を設置しましょう。）

・伐倒は危険が伴うため、伐倒の経験（チェーンソー業務安全衛生教育修了者）のある方が行いましょう。

・被害発生初期での防除は本数も少ないため比較的容易ですが、極めて多数の被害が発生した後では、人的・資金的な問題から、有効な防除を行うことは困難です。

・直径 30㎝前後の大径木からは数万匹もの成虫が飛び出しますので、翌年には周囲に枯れ木を爆発的に増やすことになります。

・きのこ類の植菌（シイタケやナメコなどの食用キノコを枯死木に植菌すると、ある程度ナラ菌を死滅させ、翌年のカシノナガキクイムシの脱出数を抑制できる）。

・シイタケのほだ木などとして、未被害地に被害材を持ち込まないようにする。

・カシノナガキクイムシが繁殖に好む「高齢のナラ林」を増やさないようにする。

ナラ類の集団枯損の拡大を防止するためには、その被害の仕組みを理解し、「ナラ枯れ」に関する知識の普及や効果的な防除対策の推進が必要です。

「ナラ枯れ」の防除に関しての新しい試みの例

現在、ナラ枯れ被害に対して、様々な防除法が開発されていますが、これらの防除法はいずれも単木的な手法です。広大な山でたくさんの木を対象に防除するには、面的な防除手法の開発が強く求められています。

そこで、新しい防除法も研究されています。そのうちのいくつかを紹介します。

１．昆虫に寄生する線虫を利用したカシノナガキクイムシの防除

線虫には他の天敵微生物にはない優れた特徴を持っています。線虫を処理してやれば、線虫がカシナガを探し、殺虫、増殖、を繰り返すことで、木の上部に生息するカシナガも殺してくれ、被害抑制効果が期待できます。

２．おとり木法によるナラ枯れ被害の防除

被害初期林分からナラ類を数十本選び、あらかじめ樹幹注入剤を注入し、処理木とします。この中からさらに数本を選び、おとり木とします。このおとり木には、合成フェロモンを取り付けるだけでなく、さらに木に傷をつけて誘引効果を高めます。こうしてカシナガを処理木に穿孔させることで、周辺地域に生息するカシナガをまとめて駆除しようというものです。

３．樹木のもつ抵抗性の利用

カシノナガキクイの穿入を受けても枯死しない。当年に枯死しなかった木は、材が変色した部分を詳しく調べることにより、ラファエレア菌の成長を抑制する物質があるのか、また、シイ・カシ類などカシノナガキクイムシの穿孔を受けても枯れにくい樹種があり、ラファエレア菌に対する特殊な成分が含まれているのか、などを手がかりに、樹木のもつ抵抗性を活用しようとするものです。

○猛毒キノコ「カエンタケ」に注意して下さい

滋賀県では、県内の森林で「カエンタケ」を確認し、全県的に分布していると考えられており、赤いきのこを食べないこと、また、さわらないことと注意を呼びかけています。

近年、ナラ類の集団枯損が発生しており、それにつれてこのキノコの発生も増えています。

「カエンタケ」は、さわっただけでも炎症を起こすことがあり、食べると下痢、嘔吐、運動障害などの症状が出て、死に至る場合もあるとされています。「カエンタケ」による中毒死はこれまでも、新潟県、群馬県などで報告されています。

写真：カエンタケ
Yomiuri News　より引用

「カエンタケ」はこれまでも、関西地方の森林でも増加しているとの報告もあり、ナラ類の集団枯死「ナラ枯れ」の地域と分布がほぼ重なるとの指摘もありました。

「カエンタケ」はニクザキン科ツノタケ属のきのこで、形は円筒形、または、それが分岐した手のような形で、高さ３～１５ｃｍ。表面は赤橙色～赤色、内部は白色。梅雨から秋にかけての長い期間、広葉樹内の地面や切株、樹木の幹に生育します。毒性分は、タンパク合成など体内の働きを阻害する毒素「トリコテセン系マイコトキシン」を含有しています。キノコ汁が皮膚に付くだけで炎症を起こします。食べると下痢、嘔吐などに始まり、運動障害、言語障害、全身の炎症、多臓器不全などを起こして死に至ります。致死量は生のきのこで３ｇ、回復しても小脳に後遺症が残ることがあるとされています。詳細は下記を参照してきださい。

http://www.pref.shiga.jp/hodo/e-shinbun/dj36/20110823.html

○農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省では、厚生労働省と連携して、毎年、農薬事故や被害の実態調査を実施しています。

先に、平成 21 年度の調査結果を取りまとめ公表しました。その中では、中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報も掲載されています。

ここでは、その情報より、事故の発生状況、防止策をまとめてみました。

「人に対する事故」の「中毒発生時の状況」欄や「農作物・家畜等に対する被害の発生状況」の「被害発生時の状況」欄に記載されていることは、農薬の保管や使用にあたって気を緩めれば比較的身近で起こりやすい事柄です。

農林水産省が取りまとめている「農薬危害防止運動」で通知している「農薬使用に当たっての留意事項」（「農薬危害防止運動」など）の理由がよく分かります。

「防止策」の欄をよく読んでいただき事故の無いように心がけて下さい。

１、人に対する事故

中毒発生時の状況	症状	防止策
農薬が目に入った。	視力低下、眼の周囲の腫れ。	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。
農薬の使用後、圃場に隣接する民家の住人の気分が悪くなった。	悪心。	・住宅地等の周辺では農薬の使用回数や使用量の削減に努めるよう植栽管理を行う。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。 ・農薬を散布する場合は、周辺住民等の関係者に事前に連絡する。
農薬散布の前に周知を行っていたが、周辺住民が体調不良を訴えた。	めまい、頭痛、意識障害。	・住宅地等の周辺では農薬の使用回数や使用量の削減に努めるよう植栽管理を行う。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。
土壌くん蒸剤（Ｄ－Ｄ：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	悪心、眼の痛みなど。	・土壌くん蒸の際は被覆を完全に行う。
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆が不十分だったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	眼の痛み。	
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）	眼、のどの痛	

の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分が周辺の住宅地に流入し住民が体調不良を訴えた。	み、頭痛など。	
	眼、のどの痛み、頭痛など。	
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	眼、のどの痛み、息苦しさ。	
認知症の方が散布準備中の農薬を誤食した。	詳細不明。	・農薬を使用する際には、農薬散布作業従事者以外の者が触れることがないよう農薬の管理に十分注意する。
農薬を栄養剤の容器に移し替えて保管したため、誤飲した。	吐き気、去痰不全。	・農薬を他の容器（飲食物の空き容器等）へ移し替えてはならない。
農薬を飲料と並べて保管したため、誤飲した。	悪心、嘔吐。	・農薬は飲食物と分けて保管する。
農薬を飲料と同じ冷蔵庫で保管したため、誤飲した。	詳細不明。	
農薬を関係者以外が容易に立ち入り出来る場所で保管したため、認知症の方が誤飲した。	縮瞳、下痢。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
清掃作業中に棚に置いていた農薬（CYAP・DDVP：劇物）が落ちて破損したため、農薬の揮発成分で作業者が体調不良を訴えた。	悪心。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・破損しやすい容器に入った農薬は、高所など落下しやすい場所での保管を避ける。
農薬を運搬中に容器が倒れ、漏洩した農薬が付着した食品を食べた。	頭痛、嘔吐、下痢、腹痛。	・農薬は飲食物と分けて運搬する。 ・倒伏・転落による容器破損や漏洩を防止するため、固定して積載する、緩衝材で保護する等、管理には十分注意する。
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の容器を不安定に積んだため、運搬中に落下して容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	眼、のどの痛み、鼻水、頭痛など。	・倒伏・転落による容器破損や漏洩を防止するため、固定して積載する等管理には十分注意する。

土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の容器を不安定に積んだため、運搬中に落下して車両と接触し、容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	眼、のどの痛み。	
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）が残っていることを伝えずに廃棄物処理業者に容器の処理を依頼したため、容器の処理時に土壌くん蒸剤の揮発成分が作業場に拡散した。	眼の痛みなど。	・農薬は余らないように計画的に購入し、使いきるよう努める。 ・農薬が入った容器を処理する際には、農薬が容器内に残っている旨を廃棄物処理業者に知らせる。
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）が保管されていることを知らずに家屋を解体したため、容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で作業者が体調不良を訴えた。	眼、のどの痛み。	・農薬は余らないように計画的に購入し、使いきるよう努める。 ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
ごみ処理施設において、作業員がビンの入ったビニール袋を開けたところ、異臭がして作業員が体調不良を訴えた。原因として農薬が疑われた。	眼の痛み。	
農薬を服用した患者から農薬容器を取り上げる際に暴露した。	吐き気。	・患者を受け入れる際には、事前にできるだけ情報を入手し、必要に応じて手袋等の防護装備を着用する。
農薬と疑われる除草剤の服用による中毒症状と考えられる。	嘔吐、咽頭痛。胃、小腸、びらんの出血、両肺うっ血。	・農薬を他の容器（飲食物の空き容器等）へ移し替えてはならない。 ・農薬は飲食物と分け、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
薬の服用による中毒症状と考えられる。	詳細不明。嘔吐、流涙、気道分泌亢進、失禁。	

２．農作物・家畜等に対する被害の発生状況

被害発生時の状況	被害状況	防止策
殺虫剤と誤認して除草剤を使用した。	稲の黄変・枯死。	・農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、適正に使用する。
隣接する土地で用いた除草剤が飛散した。	稲の変色・枯死。	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。
用水路脇に散布した除草剤が飛散した。	稲の変色・枯死。	
隣接する圃場で用いた除草剤が飛散した。	レタスの葉枯れ。	
	稲の枯死。	
	稲の枯死。	
	きくの成長点が黄化。	
	キャベツの変色。	
農薬散布の事前周知を行ったが、養ほう家が退避を行わなかった。	防除時にみつばちが斃死。	・耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に養ほう家に農薬使用の情報を提供し、農薬を散布する時は養ほう家に巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策をとるよう促す。 ・養ほうが行われている地区では、みつばちの巣箱およびその周辺にかからないよう、飛散に注意する等、みつばちの危害防止に努める。
防除時に圃場脇のみつばちの巣箱を見落とした。	防除時にみつばちが斃死。	
農薬使用との因果関係は不明であるが水稲の害虫防除時期にみつばちの斃死が発生した。 なお、耕種農家と養ほう家の情報交換は行われていなかった。	防除期間中にみつばちが斃死。	・耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に養ほう家に農薬使用の情報を提供し、農薬を散布する時は養ほう家に巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策をとるよう促す。 ・養ほうが行われている地区では、みつばちの巣箱およびその周辺にかからないよう、飛散に注意する等、みつばちの危害防止に努める。
	防除期間中にみつばちが斃死。	
	防除期間中にみつばちが斃死。	
不要になった農薬を水路に廃棄した。	魚類の斃死。	・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
使用残農薬を河川に廃棄した。	魚類の斃死。	
農薬との因果関係は不明であるが河川水及び魚類の死骸から農薬が検出された。	魚類の斃死。	・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	魚類の斃死。	
	魚類の斃死。	
散布液調整槽の排水弁を十分に閉めていなかったため、散布液が水路に流出した。	魚類の斃死。	・農薬を散布する時は、事前に、散布液調整槽の排水弁もあわせて、防除に用いる器具を点検し、農薬が河川に流出しないよう十分注意する。

被害発生時の状況	被害状況	防止策
除草剤を散布した圃場畦畔の雑草を誤って食べたため、散歩中の飼い犬が中毒症状を呈した。	飼い犬が嘔吐。	・農薬を散布する場合は、周辺住民等の関係者に事前に連絡する。 ・農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立て札を立てる等により、関係者以外の者が立ち入らないようにする。

○ミカントゲコナジラミの和名変更と農薬登録の適用病害虫の変更

「ミカントゲコナジラミ（チャ系統）」は、論文が公表され、チャを加害する従来の「ミカントゲコナジラミ」とは別種の「チャトゲコナジラミ」とされました。

このことから、農薬登録の適用病害虫名が随時変更されますので注意して下さい。
一時的に適用病害虫名が混在すると考えられますが、従来どおり登録剤を使用できます。

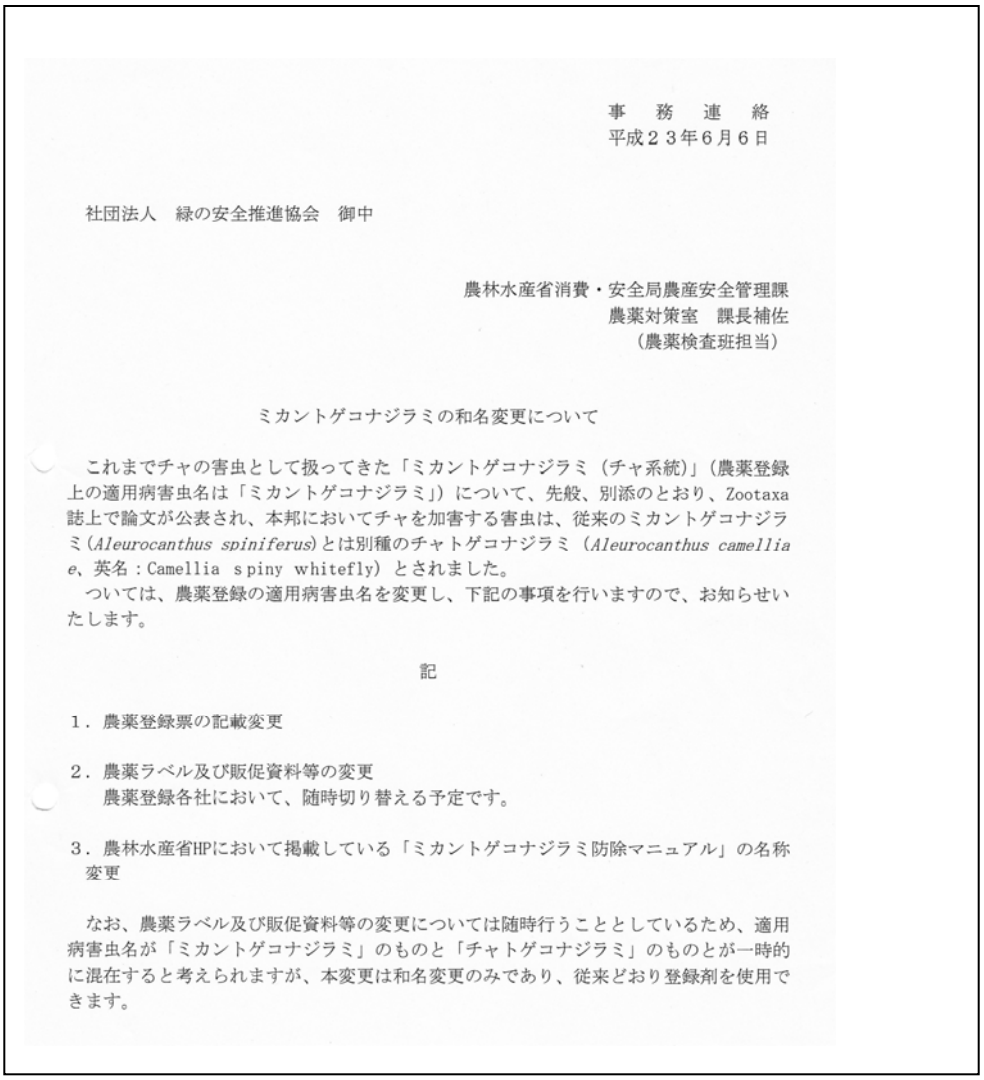

事　務　連　絡
平成２３年６月６日

社団法人　緑の安全推進協会　御中

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室　課長補佐
（農薬検査班担当）

ミカントゲコナジラミの和名変更について

これまでチャの害虫として扱ってきた「ミカントゲコナジラミ（チャ系統）」（農薬登録上の適用病害虫名は「ミカントゲコナジラミ」）について、先般、別添のとおり、Zootaxa誌上で論文が公表され、本邦においてチャを加害する害虫は、従来のミカントゲコナジラミ（*Aleurocanthus spiniferus*）とは別種のチャトゲコナジラミ（*Aleurocanthus camellia e*、英名：Camellia spiny whitefly）とされました。

ついては、農薬登録の適用病害虫名を変更し、下記の事項を行いますので、お知らせいたします。

記

１．農薬登録票の記載変更

２．農薬ラベル及び販促資料等の変更
農薬登録各社において、随時切り替える予定です。

３．農林水産省HPにおいて掲載している「ミカントゲコナジラミ防除マニュアル」の名称変更

なお、農薬ラベル及び販促資料等の変更については随時行うこととしているため、適用病害虫名が「ミカントゲコナジラミ」のものと「チャトゲコナジラミ」のものとが一時的に混在すると考えられますが、本変更は和名変更のみであり、従来どおり登録剤を使用できます。

○農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正について

農林水産省は、平成 23 年 4 月 1 日、農薬登録に関し要求する作物残留試験の試験例数、分析法の妥当性の確認方法及び分析部位を見直したテストガイドライン(局長通知及び課長通知)を改正しました。概要は次のとおり

１、作物残留試験の試験例数等の見直し

(1)試験例数の変更

これまで、作物残留試験の例数は作物の種類に拘わらず 2 例以上であったが、生産量等に応じて「2 例以上」、「3 例以上」又は「6 例以上」に変更する（適用農作物が作物群の場合を除く）。ただし、生産量が特に少ない農作物について、初期付着量試験の結果等により、他の作物残留試験成績を代えて提出することができる。また、生産量が多い農作物等について、倉庫くん蒸でのみ使用される場合又は農作物への残留がないことが明らかな場合における試験例数は２例以上。

具体的な運用は次のとおり

分類	年間生産量等の条件	試験例数
生産量が特に多い農作物	①生産量が 30 万トンより多い農作物(主要な栽培地域に偏りのあるものは除く) ②生産量が 3 万トンより多く 30 万トン以下の農作物のうち、1 日の農産物摂取量が 1%より多いもの(主要な栽培地域に偏りのあるものは除く)	6 例以上
生産量が多い農作物	①生産量が 30 万トンより多い農作物のうち、主要な栽培地域に偏りのあるもの ②生産量が 3 万トンより多く 30 万トン以下の農作物のうち、1 日の農産物摂取量が 1%より多く、主要な栽培地 ③生産量が３万トンより多く 30 万トン以下の農作物のうち、1 日の農産物摂取量が 1%以下のもの	3 例以上
生産量が少ない農作物	生産量が 3 万トン以下の農作物	2 例以上

(参考)

◆ 6 例以上の試験例数を必要とする農作物（食用作物）

稲(水稲及び陸稲)、小麦、みかん、かき、なし(日本なし及び西洋なし)、りんご、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、かんしょ、ばれいしょ、だいず、茶

◆ 3 例以上の試験例数を必要とする農作物（食用作物）

大麦、未成熟とうもろこし、伊予柑、不知火、なつみかん、はっさく、うめ、キウイフルーツ、ぶどう、もも、こまつな、チンゲンサイ、のざわな、えだまめ、さやいんげん、セルリー、いちご、かぶ、かぼちゃ、ごぼう、しゅんぎく、しょうが、にら、ピーマン、ブロッコリー、ミニトマト、メロン、れんこん、こんにゃく、さといも、やまのいも、あずき、さとうきび、てんさい

◆生産量が少ない農作物とは、上記に掲げる農作物以外の農作物。

※：適用農作物が作物群のもの

麦類、いね科細粒雑穀類、かんきつ、小粒核果類、ベリー類、うり類（漬物用）、とうがらし類、なばな類、非結球あぶらな科葉菜類、非結球レタス、豆類（未成熟）、きのこ類、しそ科葉菜類、せり科葉菜、豆類（種実）

(2)試験施設の基準

農薬 GLP 基準に適合した試験施設。ただし、生産量の少ない農作物を適用作物として試験を実施する場合はこの限りでない。

ほ場試験については以下の基準に基づき実施する。

① 生産量が特に多い農作物を適用作物とする場合は、国内の主要な栽培地域である複数の都道府県において複数年実施する。なお、試験を施設で行う場合の実施年数については、この限りでない。

② 生産量が多い農作物を適用作物とする場合は、国内の主要な栽培地域である複数の都道府県において実施する。ただし、栽培地域が一都道府県に限られている場合は、複数の試験施設、又は同一の試験施設において複数年実施する。

③ 生産量が少ない農作物を適用作物とする場合は、複数の試験施設、又は同一の試験施設において複数年実施する。

④ ①から③までについて、申請する使用時期を含む前後の適切な期間の消長試験２例以上を国内で実施する。ただし、経時的に有意に減衰することが明らかでない農薬については、すべての例数について実施する。

⑤ ①及び②の場合において、１年間に２回以上栽培するものを適用作物とする場合は、残留が高くなる作期を含むものとする。

⑥ 消長試験以外の作物残留試験については、日本以外においてほ場試験を実施することができる。ただし、環境や利用部位その他の条件は、日本における条件と同等のものとする。

⑦ 地上散布に用いるものとして登録されている農薬について、空中散布又は無人ヘリコプター散布にも用いるものとして使用方法を追加する場合における当該空中散布又は無人ヘリコプター散布の試験例数は、必要な例数の半数以上（必要な例数が３例以下である場合は、２例以上）とする。

(3)作物残留試験データの代替

作物残留試験成績が６例以上提出される場合であって、申請に係る農薬と有効成分及び剤型が同一の場合、水で希釈して散布する農薬製剤の場合等、一定の条件を満たした場合に他の農薬の作物で代替できる。

2. 分析法の妥当性確認等の改正

作物残留試験データの信頼性確保のため、OECD ガイダンスを参考に、分析法の妥当性確認や精度管理について、ガイドラインを見直した。

＜改正の概要＞

(1)分析法の妥当性確認に関する改正

(2)分析法の精度管理に関する改正

3．作物残留試験における分析部位の見直し

試料の採取部位、採取量を見直した（採取量は省略）

例　・分析することとされたもの

稲：玄米及びわら、みかん：果肉及び果皮。

・分析することが望ましいとされたもの

キウイフルーツ：果肉及び果皮。

なし、マルメロ、りんご：果実並びに花おち、しん及び果梗の基部。

びわ：果実の果肉及び果皮。

もも：果肉及び果皮。

すいか、まくわうり、メロン：果実の果肉及び果皮。

詳細は、

http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/index.htm

で確認願います。

○「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」の改訂について

農林水産省は、稲発酵粗飼料用稲に対する農薬使用については、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に記載された農薬の種類・使用方法によるとしていました（平成２２年3月３１日付け２１生畜第２０８６号）が、粗飼料生産利用拡大調査研究事業（事業実施主体：(社)日本草地畜産種子協会）において、稲発酵粗飼料用稲の農薬の残留性試験を実施した結果等により、新たな農薬の使用が可能と判断され、マニュアルを改訂しました。以下はマニュアルの該当する部分です。

（参考）

「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」

Ⅱ 稲発酵粗飼料の生産

２ 低コスト栽培

（５）農薬使用

① 病害虫防除

抵抗性品種の導入や病害虫発生予察を活用した的確な防除対策を基本とし、病害虫の発生が周辺の食用イネに影響をおよぼさないように配慮しつつ、航空防除の実施地域では作付の団地化を行うなど、防除対策について地域の関係者で十分な協議を行う必要がある。

その際、コスト低減を図るため、病害虫の発生状況を的確に把握し、必要最小限の防除に努めることが重要である。

なお、稲用に登録されている農薬のうち、①登録時のデータから稲わらへの残留性が十分に低いと認められる農薬や稲わらに残留しても牛の乳汁に検出されないことが確認されている農薬、②平

成 15 年度以降に実施したＷＣＳ用イネでの残留性試験や乳汁移行試験により残留性がないと確認された農薬は、以下のとおりである。

農薬による病害虫防除が必要な場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や病害虫の発生動向等を踏まえて選定する。農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている「収穫○日前まで」という使用時期の「収穫」をＷＣＳ用イネの収穫（黄熟期）にそのまま適用するため、防除可能な期間が食用イネより 1 週間～10 日程度早まることに留意する必要がある。

また、立毛中の稲を利用した放牧についても、本マニュアルに記載された農薬の種類・使用方法に従うこと。

殺虫剤

農薬の種類	農薬の種類
イミダクロプリド水和剤	フィプロニル粒剤
イミダクロプリド粒剤	ブプロフェジン水和剤
カルタップ水溶剤	ブプロフェジン粉剤
カルタップ粒剤	ベンフラカルブ粒剤
カルボスルファンマイクロカプセル剤	ＢＰＭＣ乳剤
カルボスルファン粒剤	ＢＰＭＣ粉剤
ジノテフラン水溶剤	ＢＰＭＣ・ＭＥＰ粉剤
ジノテフラン粉剤	ＭＥＰ乳剤
スピノサド粒剤	ＭＥＰ粉剤
チアメトキサム粒剤	ＭＥＰマイクロカプセル剤
テブフェノジド水和剤	ＭＩＰＣ粒剤
テブフェノジド・ブプロフェジン水和剤※	ＭＰＰ粉剤

注）※については平成 23 年 1 月追加。

殺菌剤

農薬の種類	農薬の種類
アゾキシストロビン水和剤	ピロキロン粒剤※
アゾキシストロビン粒剤	フェノキサニル粉剤
イソプロチオラン水和剤	フェノキサニルマイクロカプセル剤
イソプロチオラン乳剤	フサライド水和剤（フロアブル剤に限る。地上散布は 1000～1500 倍に限る） ※
イソプロチオラン粉剤	
イプコナゾール水和剤	フルジオキソニル水和剤
イプコナゾール乳剤	フルジオキソニル･ペフラゾエート乳剤
イプコナゾール･銅水和剤	フルトラニル水和剤（フロアブルは除く）
オキソリニック酸水和剤	フルトラニル乳剤
オキソリニック酸･フルジオキソニル水和剤	フルトラニル粉剤
オキソリニック酸･ペフラゾエート水和剤	フルトラニル粒剤
タラロマイセス　フラバス水和剤	プロクラズ乳剤※
チウラム･ベノミル水和剤	プロベナゾール粒剤※
チウラム・ペフラゾエート水和剤	プロベナゾール粉粒剤※

銅粉剤	プロベナゾール水和剤※
銅･フルジオキソニル･ペフラゾエート水和剤	ベノミル水和剤
トリコデルマアトロビリデ水和剤	ペフラゾエート水和剤
バチルス　シンプレクス水和剤	ペフラゾエート乳剤
バチルスズブチリス水和剤	ＴＰＮ水和剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤	ＴＰＮ粉剤

注）※については平成 23 年 1 月追加。

殺虫殺菌剤

農薬の種類	農薬の種類
イミダクロプリド・カルプロパミド・チフルザミド・ダイムロン粒剤	チアメトキサム・ピロキロン粒剤
	フィプロニル・アゾキシストロビン粒剤
カルボスルファン・プロベナゾール粒剤※	フィプロニル・イソプロチオラン粒剤※
ジノテフラン・フィプロニル・プロベナゾール粒剤※	フィプロニル・イソプロチオラン・ピロキロン粒剤※
ジノテフラン・プロベナゾール粒剤※	フィプロニル・プロベナゾール粒剤※
ジノテフラン・プロベナゾール水和剤※	

注）※については平成 23 年 1 月追加。

農薬肥料

農薬の種類	農薬の種類
ウニコナゾールＰ複合肥料	プロベナゾール複合肥料※

注）※については平成 23 年 1 月追加。

植物成長調整剤

農薬の種類	農薬の種類
ウニコナゾールＰ液剤	過酸化カルシウム粉粒剤
ウニコナゾールＰ粒剤	

② 雑草防除

ＷＣＳ用イネにノビエ等の雑草が混入した場合、水分含量の相違等から品質が低下するため、雑草防除を的確に行う必要がある。特に、直播栽培を導入する場合には、雑草が繁茂しやすいので、初期の雑草防除が重要である。

稲用に登録されている農薬のうち、直播水稲への適用があり、①登録時のデータから稲わらへの残留性が十分低いことが認められる農薬、②平成 15 年度以降に実施したＷＣＳ用イネでの残留性試験等により残留性がないと確認されている農薬は以下のとおりである。

除草剤を使用する場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や雑草の発生動向等を踏まえて選定する。除草剤の使用に当たっては、病害虫防除と同様に、農薬のラベルに記載されている「収穫○日前まで」という使用

時期の「収穫」をＷＣＳ用イネの収穫（黄熟期）にそのまま適用するため、防除可能な期間が食用イネより１週間～10 日程度早まることに留意する必要がある。

また、立毛中の稲を利用した放牧についても、本マニュアルに記載された農薬の種類・使用方法に従うこと。

除草剤（直播栽培に適用できるもの）

農薬の種類	農薬の種類
イマゾスルフロン･エトベンザニド･ダイムロン粒剤	シハロホップブチル･ベンタゾン液剤
	ダイムロン･ベンスルフロンメチル･メフェナセット粒剤
エトベンザニド･ピラゾスルフロンエチル粒剤	
オキサジクロメホン･クロメプロップ･ベンスルフロンメチル水和剤	トリフルラリン乳剤
	トリフルラリン粒剤
グリホサートアンモニウム塩液剤	ビスピリバックナトリウム塩液剤
グリホサートイソプロピルアミン塩液剤	ピラゾキシフェン粒剤
グリホサートカリウム塩液剤（ただし、水田畦畔での使用は除く）	ピラゾスルフロンエチル･フェントラザミド粒剤
	ピラゾレート粒剤
シハロホップブチル乳剤	ピリミノバックメチル･ベンスルフロンメチル･メフェナセット粒剤
シハロホップブチル粒剤	
シハロホップブチル･ピラゾスルフロンエチル･メフェナセット粒剤	ペノキススラム水和剤
	ベンタゾン液剤

稲用に登録されている農薬のうち、移植水稲への適用があり、平成 15 年度以降に実施したＷＣＳ用イネでの残留性試験等により残留性がないと確認されている農薬は以下のとおりである。

除草剤を使用する場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や雑草の発生動向等を踏まえて選定する。

除草剤（移植栽培に適用できるもの）

農薬の種類	農薬の種類
イマゾスルフロン・エトベンザニド・ダイムロン粒剤	シハロホップブチル･ベンタゾン液剤
イマゾスルフロン･オキサジクロメホン･ダイムロン水和剤	ダイムロン・ベンスルフロンメチル・メフェナセット粒剤（有効成分含有量がダイムロン 4.5%、

インダノファン・クロメプロップ・ベンスルフロンメチル粒剤	ベンスルフロンメチル 0.51%、メフェナセット 10%の農薬に限る）
	ドレクスレラ　モノセラス剤
オキサジクロメホン･クロメプロップ･ピリミノバックメチル･ベンスルフロンメチル剤 オキサジクロメホン･クロメプロップ･ベンスルフロンメチル水和剤	ビスピリバックナトリウム塩液剤
	ピラゾスルフロンエチル粒剤
	ピラゾスルフロンエチル･フェントラザミド水和剤
カフェンストロール・シハロホップブチル・ダイムロン･ベンスルフロンメチル水和剤	ピラゾスルフロンエチル･フェントラザミド粒剤
グリホサートカリウム塩液剤（ただし、水田畦畔での使用は除く）	プレチラクロール粒剤
	ペノキススラム水和剤
シハロホップブチル乳剤	ベンタゾン液剤
シハロホップブチル粒剤	ベンタゾン粒剤
シハロホップブチル･ピラゾスルフロンエチル･メフェナセット粒剤	ペントキサゾン水和剤

詳細は

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/pdf/ine_nouyaku_h22.pdf
を参照願います。

○農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの通知

農林水産省は、このほど、標記ガイドラインに改訂について通知しました。これは、平成 22 年 4 月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を改訂したものです。　この通知は策定後、平成 23 年 3 月 31 日に、他の作物及び林産物を対象に追加するために、同年 6 月 30 日に、「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消

安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)の策定に伴い改訂されました。今般、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」（平成 23 年 8 月 4 日付け 23 消安第 981 号 23 生産第 3215 号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）策定に伴い改訂されたものです。

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」は、食料・農業・農村基本法等において定められた基本理念の実現のため関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理（GAP）の取組を奨励すること、国内に存在する様々な農業生産工程管理（GAP）の取組内容の共通基盤を整理し、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえ、食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とした、高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として策定されました。

内容は、「Ⅰ　趣旨」、「Ⅱ　ガイドラインの活用に際しての留意事項」及び「Ⅲ　ガイドラインにおける取組事項」からなっており、本ガイドラインは農作物及びきのこのうち栽培するものを対象とし、以下の①～⑨に分類して取組事項を整理しています。

① 野菜、② 米（飼料用のものを除く。）、③ 麦（飼料用のものを除く。）、④ 果樹、⑤ 茶、⑥ 飼料作物、⑦ その他の作物（食用）、⑧ その他の作物（非食用）、⑨ きのこ（原木栽培、菌床栽び堆肥栽培を行うものを対象）詳細は下記アドレスを参照願います。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guideline_110804.pdf

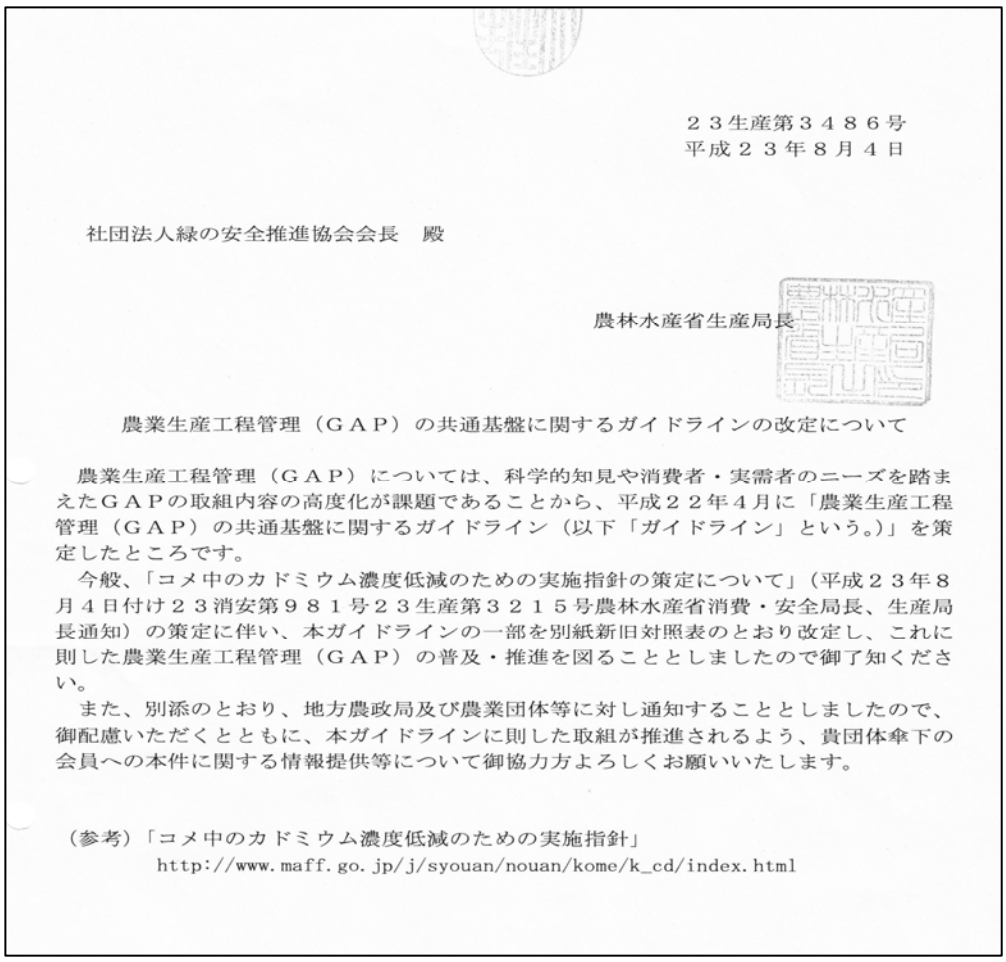

２３生産第３４８６号
平成２３年８月４日

社団法人緑の安全推進協会会長　殿

農林水産省生産局長

農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドラインの改定について

農業生産工程管理（ＧＡＰ）については、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえたＧＡＰの取組内容の高度化が課題であることから、平成２２年４月に「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定したところです。

今般、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」（平成２３年８月４日付け２３消安第９８１号２３生産第３２１５号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）の策定に伴い、本ガイドラインの一部を別紙新旧対照表のとおり改定し、これに則した農業生産工程管理（ＧＡＰ）の普及・推進を図ることとしましたので御了知ください。

また、別添のとおり、地方農政局及び農業団体等に対し通知することとしましたので、御配慮いただくとともに、本ガイドラインに則した取組が推進されるよう、貴団体傘下の会員への本件に関する情報提供等について御協力方よろしくお願いいたします。

（参考）「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/index.html

○病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 23 年 6 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は下記のとおりです。

平成 23 年　各都道府県が発表した病害虫発生予察情報『特殊報』

日付	府県名	作物	病害虫
6.1	茨城県	ニンジン	ホモノハダニ
6.3	長野県	キク	キク茎えそ病
6.7	高知県	シシトウ・ピーマン	コミドリチビトビカスミガメ
6.13	兵庫県	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
6.17	千葉県	ピーマン	ピーマン炭疽病
6.17	長崎県	キク	キク茎えそ病
7.8	栃木県	トマト	トマトモザイクウイルス新系統
7.8	山口県	ナシ	フタモンマダラメイガ
7.13	千葉県	キュウリ	キュウリ退緑黄化病
7.26	埼玉県	トマト・ナス	クロメンガタスズメ
8.18	熊本県	バレイショ	ジャガイモシストセンチュウ
8.19	佐賀県	キク	キク茎えそ病
8.25	秋田県	トマト	トマトすすかび病
9.13	佐賀県	日本ナシ	チュウゴクナシキジラミ（仮称）
9.14	三重県	キズタ属観葉植物	アカアシカタゾウムシ属 Trachycyrtus 亜属の未記載種

○農林水産省の組織再編について

農林水産省は、平成 23 年 9 月 1 日に農林水産省の本省及び地方農政局等の組織再編を行いました。地方農政局等では、現行の現場組織の拠点（346 ヶ所）を集約化し、総合的なワンストップサービスを提供できる地域センター(65 ヶ所)とその支所(38 カ所)に再編されました。

以下のいずれかに該当する農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣（提出先は地方農政事務所等）に提出しなければならないこととされています。

・農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）が、くん蒸により農薬を使用するとき

・農薬使用者が、ゴルフ場において農薬を使用しようとするとき

今般の、農林水産省の組織再編に伴い、提出先が変更になります。お近くの地域センターにご確認ください。

２３消安第２９３５号
平成２３年９月１日

社団法人　緑の安全推進協会会長　殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」
の一部改正について

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成２３年法律第６５号）の施行等に伴う所要の整備を行うため、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成１６年１月１９日付け１５消安第５２４９号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）を別添新旧対照表のように一部改正したため、御了知の上、貴会傘下の会員に対し周知願います。

新旧対照表（抜粋）

農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について（平成16年1月19日付け15消安第5249号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　行
日頃、農薬行政の推進に御協力をいただき有り難うございます。 このことについては、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１２条第１項の規定に基づき農薬を使用する者が順守すべき基準を定める省令（平成１５年農林水産省、環境省令第５号）が制定され、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成１５年３月７日付け１４生産第９３７１号生産局生産資材課長通知）により、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、以下の１から３までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないとされております。 １～３　（略） しかしながら、ゴルフ場における農薬の使用については、各ゴルフ場における農薬の適正使用を確保する観点から、農薬使用計画書に使用する場所を明記して頂く必要があり、今般、別紙様式を定めたところです。 つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡いただくとともに、平成１６年度以降１及び３のいずれかに該当する場合には、農薬使用計画書を別紙様式により農薬使用者の所在地を管轄する地方農政局の地域センター（地方農政局が所在する府県のうち地方農政局の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所の地域センター（北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては北海道農政事務所）、沖縄にあっては沖縄総合事務局。）に提出いただくよう、御指導方よろしくお願いいたします。 また、農薬使用計画書を提出した後に変更が生じたときも、変更後の農薬使用計画書の提出を同様にお願いすることになりますので申し添えます。	日頃、農薬行政の推進に御協力をいただき有り難うございます。 このことについては、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１２条第１項の規定に基づき農薬を使用する者が順守すべき基準を定める省令（平成１５年農林水産省、環境省令第５号）が制定され、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成１５年３月７日付け１４生産第９３７１号生産局生産資材課長通知）により、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、以下の１から３までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないとされております。 １～３　（略） しかしながら、ゴルフ場における農薬の使用については、各ゴルフ場における農薬の適正使用を確保する観点から、農薬使用計画書に使用する場所を明記して頂く必要があり、今般、別紙様式を定めたところです。 つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡いただくとともに、平成１６年度以降１及び３のいずれかに該当する場合には、農薬使用計画書を別紙様式により農薬使用者の所在する地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては沖縄総合事務局。）に提出いただくよう、御指導方よろしくお願いいたします。 また、農薬使用計画書を提出した後に変更が生じたときも、変更後の農薬使用計画書の提出を同様にお願いすることになりますので申し添えます。

●　食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

・平成 23 年 6 月 28 日付け食安発 0628 第 1 号（インダノファン、ゾキサミド、トリフルスルフロンメチル、メチオカルブ）

・平成 23 年 7 月 19 日付け食安発 0719 第 1 号（エチプロール、チオベンカルブ、フルベンジアミド、メフェンピルジエチル、イソプロチオラン）

・平成 23 年 8 月 31 日付け食安発 0831 第２号（フルジオキソニル）

○農薬製品の放射能汚染の懸念に関して

平成 23 年 8 月 19 日、農薬工業会は農薬製品の放射能汚染の懸念に関して見解を発表しました。

農薬工業会の見解は下記のとおりです。

農薬製品の放射能汚染の懸念に関する農薬工業会の見解

農薬工業会正会員各社では、農薬製品農薬工業会正会員各社では、農薬製品の放射能汚染のないことを製造工程管理で確認している。すなわち、農薬製品が福島原発事故に伴う放射性物質の降下による汚染のないことを、農薬製品の原材料 0 製造工程・保管の各段階での管理で確認している。

これまで、放射能汚染につながる事例の報告はなく、また各社の自主的な基準において適切に管理されていることを農薬工業会として把握した。

今後も農薬工業会として会員には適切な情報提供と管理の徹底を求めていく。

●「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて

平成 23 年 8 月 31 日、農林水産省は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いを定めました。

概要

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成 23 年 8 月 1 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）により、土壌改良資材・培土等に関する放射性セシウムの暫定許容値を定めたところです。

これに関連して、培土中の放射性セシウムの暫定許容値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、都道府県や業界団体等へ検査方法等を通知されました。

主な内容

本件通知の主な内容は以下のとおりです。詳しい内容については添付資料をご覧ください。

1. 培土の検査方法等について

（ア）培土の検査の対象は以下のとおりとします。

・17 都県※に所在する培土製造所

・17 都県※で採取・製造された原料を使用した培土製造所

※空間放射線量率が平常時の範囲（小数点以下第 2 位を四捨五入して 0.1μSv/h 以下となる範囲）を超えたことがある 17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）

（イ）3 月 11 日以前に採取されたものなど、放射性セシウム濃度が低いことが明らかな原料を使用して、放射性セシウムが混入しないよう製造・保管されていた培土については、検査を不要とします。

（ウ）培土の検査結果や検査を不要とした理由などについて、製造者から農林水産省に報告をいただくこととします。

2. 土壌改良資材の取扱いについて

（ア）泥炭、腐植酸質資材、ゼオライト等については、原料や製造工程の性質等を踏まえ、当面、検査を不要とします。

（イ）土壌改良資材として用いられる落ち葉、剪定枝等の有機質資材を土壌改良資材として利用する場合については、培土の検査方法に準じて検査を実施して下さい。

（ウ）なお、17 都県においては、これら有機質資材において高い放射性セシウム濃度がみられるので、新たな生産・出荷及び施用を控えて下さい。

＜添付資料＞

別添「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて（平成 23 年 8 月 31 日付け生産局農業生産支援課長及び農業環境対策課長通知）

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/pdf/110901-07.pdf 次のページに続く

◆東日本大震災について～培土・土壌改良資材の検査方法に関する Q&A～

（平成 23 年 9 月 2 日）

『「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて』（平成 23 年 8 月 31 日付け生産局農　業生産支援課長及び農業環境対策課長通知）に関し、培土及び土壌改良資材　の検査方法に関する Q&A が作成されました。

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/110902.html

◆「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて（平成 23 年 9 月 1 日）

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成 23 年 8 月 1 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）により、土壌改良資材・培土等に関する放射性セシウムの暫定許容値が定められ、これに関連して、培土中の放射性セシウムの暫定許容値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、都道府県や業界団体等へ検査方法等が通知されました。

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/110901.html

◆野生きのこを採取される皆様への注意喚起について【林野庁】

これから本格的なシーズンを迎える野生きのこを採取することについて、放射性物質のモニタリングの結果や各種制限等に関する情報を国や都県等のホームページや、最寄りの自治体に直接問い合わせるなど確認するよう注意喚起がされています。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/yaseikinoko.html

◆農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（随時更新）

農林水産省では、米など農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果について、都県ごと、品目ごとに地図上でご覧いただけるページを開設し、随時検査結果を更新しています。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_chosa/index.html

(参考)

◆東日本大震災に関する情報

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html

◆福島県の一部地域で採取された菌根菌に属するキノコ類（野生のものに限る。）に係る摂取制限及び出荷制限の設定について（平成 23 年 9 月 6 日）

福島県に対し、福島県産の菌(きん)根(こん)菌(きん)に属するキノコ類（野生のものに限る。）のうち、棚倉町(たなぐらまち)において採取されたものについて摂取制限及び出荷制限が、古殿町(ふるどのまち)において採取されたものについて出荷制限が、指示されました。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001nweo.html

● 協会からのお知らせ

1 平成 23 年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催日程

（1）平成 23 年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催日程

以下の日程で開催します。多くの管理士の皆さんは積極的にご参加下さい。

支部名	開催日時	開催場所
北海道	23 年 11 月 25 日（金）	ホテル札幌ガーデンパレス
東北	12 月 13 日（火）	ホテル白萩
関東・甲信越①	11 月 30 日（水）	北とぴあ
関東・甲信越②	12 月 19 日（月）	北とぴあ
東海・北陸	12 月 16 日（金）	名古屋中小企業福祉会館
近畿	1 月 27 日（金）	新梅田研修センター
中国・四国	1 月 26 日（木）	オルガホール
九州・沖縄	24 年 1 月 25 日（水）	天神クリスタルビル

（2）「緑の安全管理士」認定研修会日程

平成 23 年度の「緑の安全管理士」認定研修会は、12 月 5 日（月）～7 日（水）に東京で実施します。多くの方々が受講されるよう参加を呼びかけて下さい。

2 「緑の安全管理士」の皆さんへ

（1）「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

（2）「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」資格取得された方には認定証を発行しておりますが、紛失等で再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

（3）「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

資格更新案内や種々のお知らせ等はお届けいただいた所属先に送付させていただいております。毎年、何件かが宛て先不明で戻ってまいり、連絡先の調査に苦慮しています。

届け出事項に変更があった場合は速やかにFAX､郵送又は電子メールで事務局までご連絡下さい。

変更届けをされる方は当会のホームページで届出書をダウンロード､印刷して､訂正事項をご記入の上お送り下さい。

3 講師派遣事業について

緑の安全推進協会では、農薬の安全性等について都道府県、農業団体、市民の団体等からの研修会等への講師派遣依頼に対応して、的確な講師を派遣します。

講師派遣を希望する方は、当会会長あてに「講師派遣依頼書」（当会のホームページからダウンロードして下さい。）を提出して下さい。講師派遣に要する費用は無料です。

ご質問、申し込み等の相談は、窓口担当者（当協会の事務局長　常木洋和）にお気軽にご連絡下さい。電話番号：　03-5209-2511　FAX番号：　03-5209-2513　メール：　midori@midori-kyokai.com

４　電話相談室について

当協会は、農業生産者、一般市民からの農薬に関する種々の問い合わせ及び相談に応じています。「農薬総合相談室（略称「農薬でんわ相談」）」と呼んでいます。主として農薬安全相談室長が担当者として対応しますが、当該室の円滑な運営のため、当会事務局が支援しています。お気軽にご連絡下さい。**電話：０３－５２０９－２５１２**

７　緑の安全推進協会の出版物などのご案内

（１）農薬の安全性ついての「リーフレット」

農薬工業会と（社）緑の安全推進協会では、農薬の安全性確保の仕組み、使用に当たっての保護具、保管管理、飛散防止、適正使用についてのリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介しています。

講習会、研修会、勉強会等でご入用の方にお送りしています。

ご要望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください（無料です）。

なお、必要部数が多い場合は（社）緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ願います。

内容等は当協会のホームページをご覧ください。

（２）緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

①　「なるほど！なっとく！農薬Ｑ＆Ａ」（2010 年改訂版）

（農薬工業会編）

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Ｑ＆Ａ（初版：平成 19 年）」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知見や法改正などを反映させました。本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しいが得られます。

Ｂ５判、274 頁、定価 1300 円（消費税込み、送料実費）

② グリーン農薬総覧」(2011 年版)

（社）緑の安全推進協会編)

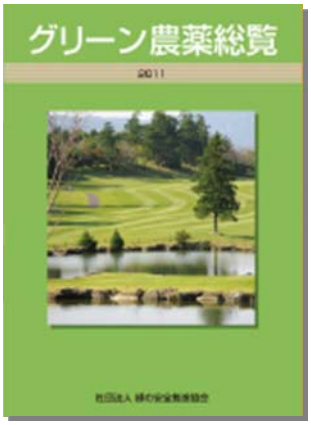

本シリーズは、芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説したもので、農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のためのバイブルとして広くご活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

主な内容は、

1. 前回刊行以降新しく登録(2010 年 12 月末まで）並びに適用拡大等の変更のあった農薬の追加、変更等薬剤の特長、使い方のポイントなど
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類（ばら、観葉植物含む）の病害虫及び雑草防除の手引き
4. 関連法規、通達事項

などです。

B５判、618 頁、定価 4,500 円（消費税・送料込み)

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで

みどりのたより

第 50 号

発行日　平成 23 年 9 月 29 日

発　行　（社）緑の安全推進協会

〒101-0047　東京都千代田区内神田３－３－４

（全農薬ビル５階）

ＴＥＬ　０３－５２０９－２５１１

ＦＡＸ　０３－５２０９－２５１３

ホームページ　http://www.midori-kyokai.com